

Microsoft License Terms

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項

OFFICE 2016 デスクトップ 最終更新日 2015 年 7 月

お客様の所在地（またはお客様の会社の主たる業務地）が米国内である場合、第 9 条に記載されている拘束力のある仲裁と集団訴訟の権利放棄について内容を注意深くお読みください。第 9 条は、訴訟を解決する方法に影響を及ぼします。

マイクロソフトをお選びいただきありがとうございます。

お客様が本 Office ソフトウェアを取得された方法に応じて、本文は、(i) お客様のデバイスと共に本ソフトウェアを頒布するデバイス製造業者またはソフトウェア インストール業者とお客様の間で、または (ii) お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合は、お客様と Microsoft Corporation（またはお客様の所在地もしくは会社の場合は主たる業務地に応じたその関連会社。以下、「マイクロソフト」といいます）の間で、締結されるライセンス契約書です。マイクロソフトは、マイクロソフトまたはそのいずれかの関連会社が生産したデバイスのデバイス製造業者であり、お客様が本ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得された場合は小売業者となります。

本ライセンス条項には、本 Office ソフトウェアを使用するお客様の権利および条件を規定しています。すべての条項が重要であり、一体となってお客様に適用される本ライセンス条項を形成するため、本ソフトウェアに付属する、印刷されたライセンス条項およびリンク先の条項を含む本ライセンス条項全文を確認してください。お客様は、ブラウザー ウィンドウに転送リンクを貼り付けることで、リンク先の条項を確認できます。

お客様は、本ライセンス条項に同意するか、または本ソフトウェアを使用することにより、これらすべての条項に同意し、第 4 条に記載されている Microsoft プライバシーに関する声明に従ってライセンス認証中およびお客様が本ソフトウェアを使用する際に特定の情報が送信されることに同意するものとします。お客様がこれらの条項に同意せず、またこれらの条項を遵守しない場合、本ソフトウェアまたはその機能を使用することはできません。この場合、デバイス製造業者もしくはインストール業者に、または本ソフトウェアを直接購入された場合はご利用の小売業者に、問い合わせて、返品方針を確認してください。この方針に基づいて本ソフトウェアまたはデバイスを返品し、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。お客様は、この方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、払い戻しを受けるために本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。

1. 概要。

a. 適用対象。本ライセンス条項は、お客様のデバイスにプレインストールされている、または小売業者から取得してお客様がインストールした本 Office ソフトウェア、お客様が本ソフトウェアを受領したときのメディア（存在する場合）、本ソフトウェアに含まれるフォント、アイコン、画像、または音声ファイル、および本ソフトウェアに対するマイクロソフトの更新プログラム、アップグレード、追加ソフトウェア、またはサービスに適用されます。ただし、これらにその他の条項が付属している場合は、その限りではありません。本ライセンス条項にお客様のデバイスで利用できない機能またはサービスに関する条項が含まれている場合、当該条項は適用されません。

b. 追加条項。お客様のデバイスの機能、構成内容、および使用方法に応じて、お客様による特定の機能、サービス、およびアプリケーションの使用にマイクロソフトおよび第三者の追加条項が適用される場合があります。

(i) 本ソフトウェアの一部の機能は、オンライン サービスへのアクセス ポイントを提供するか、オンライン サービスに依存しています。そのため、これらのサービスの利用には、go.microsoft.com/fwlink/?linkid='248238' に掲載されている Microsoft サービス規約などの別途の条項およびプライバシー ポリシーが適用される場合があります。お客様は、これらの条項およびポリシーを、サービス使用条件を参照することで確認できます。注意してお読みください。これらのサービスを利用できない地域がある場合もあります。

(ii) 製造業者またはインストール業者は、アプリケーションをプレインストールすることもできます。かかるアプリケーションには、別途のライセンス条項が適用されます。

(iii) 本ソフトウェアには、本ライセンス条項に基づいて、第三者からではなく、マイクロソフトからお客様にライセンスされる第三者のプログラムが含まれていることがあります。第三者のプログラムの注意事項がある場合は、お客様への参考情報としてのみ含まれます。

(iv) 本ソフトウェアの実行中、お客様は本ソフトウェアに付属のフォントを使用してコンテンツを表示および印刷することができます。お客様は、コンテンツを印刷するためにフォントをプリンターまたはその他の出力デバイスに一時的にダウンロードしたり、フォントの埋め込みに関する制限の下で許容される範囲でコンテンツにフォントを埋め込んだりすることができます。

2. インストールおよび使用権。

a. ライセンス。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項に基づいて、マイクロソフトは、一度に 1 人のユーザーが使用することを目的として、お客様のデバイス（ライセンスを取得したデバイス）に 1 つのインスタン

スをインストール（お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合）して実行する権利を許諾します。ただし、お客様が本ライセンス条項のすべての条項を遵守する場合に限りま
す。本ソフトウェアの権利限定バージョン、特定の地域および特別なエディションに固有のライ
センスおよび条件については、以下の第 12 条から第 14 条をご参照ください。マイクロソフ
トまたは正規マイクロソフト販売代理店から取得した本ソフトウェアを使用して非正規のソフト
ウェアを更新またはアップグレードしても、元のバージョンまたは更新もしくはアップグレード
後のバージョンは正規のソフトウェアにはならず、この場合、お客様は本ソフトウェアを使用す
るライセンスを取得していないことになります。

b. デバイス。本ライセンス条項では、「デバイス」とは、本ソフトウェアを実行すること
のできる内部記憶装置を搭載したハードウェア システム（物理的システムまたは仮想システ
ム）を意味します。ハードウェアのパーティションまたはブレードはデバイスと見なされま
す。

c. 制限。製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、本ライセンス条項
において明示的に許諾されていない権利（知的財産に関する法律に基づく権利など）をすべて
留保します。たとえば、このライセンスは、次の行為に関してお客様にいかなる権利も与えるも
のではなく、お客様は次の行為を行うことはできません。

(i) 本ソフトウェアの機能を分離して使用または仮想化すること。

(ii) 本ソフトウェアを公開、複製、レンタル、リース、または貸与すること。

(iii) 本ソフトウェアを譲渡すること（本ライセンス条項で許諾されている場合を除きま
す）。

(iv) 本ソフトウェアの技術的な制限を回避すること。

(v) 本ソフトウェアを商業的ホスティング用のサーバー ソフトウェアとして使用するこ
と、本ソフトウェアをネットワークを介して複数のユーザーが同時に使用できるようにするこ
と、本ソフトウェアをサーバーにインストールしてユーザーがリモート アクセスできるように
すること、または本ソフトウェアをリモート ユーザーのみが使用する目的でデバイスにインス
トールすること。

(vi) 本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブル
すること、またはこれらの行為を試みることに。ただし、お客様の所在地（または会社の場合
は主たる業務地）の法令において、禁止の合意にもかかわらずこれらの行為が許可されてい
る場合のみ、この制限に関係なく、このような行為も法の範囲で許可されます。

(vii) インターネット ベースの機能を使用している場合、第三者によるこれらの機能の使用を妨げる可能性のある方法で、またはサービス、データ、アカウント、もしくはネットワークに不正な方法でアクセスを試みるために、これらの機能を使用すること。

d. 複数使用のシナリオ。

(i) 複数のバージョン。お客様は、複数のバージョン（例：32 ビット版と 64 ビット版）が提供される本ソフトウェアを取得した場合、お客様が同時にインストールしてライセンス認証できるのはそのいずれか 1 つのバージョンのみです。

(ii) 複数接続またはプールされた接続。お客様は、マルチプレキシング（多重化）または接続をプールするためにハードウェアまたはソフトウェアを使用することはできず、複数のユーザーまたは複数のコンピューターもしくはデバイスが、ライセンスを取得したコンピューターを介して間接的に本ソフトウェアにアクセスまたは本ソフトウェアを使用できるようにすることもできません。

(iii) 仮想化された環境における使用。このライセンスでは、物理的デバイスであるか仮想デバイスであるかにかかわらず、1 台のデバイスに本ソフトウェアの 1 つのインスタンスのみをインストールして使用することが許諾されます。お客様は、複数の仮想デバイス上で本ソフトウェアを使用する場合、インスタンスごとに別途ライセンスを取得しなければなりません。

(iv) リモート アクセス。お客様は、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアに、他のデバイスからリモート アクセス テクノロジーを使用してアクセスして使用することができます。ただし、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアが、別のユーザーによって同時に使用されていない場合に限りです。他のユーザーは、リモート アクセス テクノロジーを使用して他のデバイスから、ライセンスを取得したデバイスにさまざまなタイミングでアクセスできますが、本ソフトウェアと同等以上のエディションを実行するライセンスを別途取得したデバイスを使用する場合に限りです。

(v) リモート アシスタンス。お客様は、リモート アシスタンス テクノロジーを使用して、本ソフトウェアの追加ライセンスを取得せずに、アクティブなセッションを共有できます。リモート アシスタンスを使用すると、通常は問題を修正するために、あるユーザーが別のユーザーのデバイスに直接接続することができます。

e. バックアップ用の複製。お客様は、本ソフトウェアのバックアップ用の複製を office.com/backup から注文またはダウンロードすることができます。また、本ソフトウェアを小売業者から取得された場合は、以下の規定に従って、そのバックアップ用の複製を使用して、本ソフトウェアを移管することができます。

3. 第三者への譲渡。本条の規定は、お客様が欧州経済地域で本ソフトウェアを取得された場合には適用されません。その場合、本ソフトウェアの譲渡および本ソフトウェアを使用する権利については、適用される法令に従わなければなりません。

a. デバイスにプレインストールされたソフトウェア。お客様は、デバイスにプレインストールされた本ソフトウェアを取得した場合、ライセンスを取得したデバイスと共にのみ、本ソフトウェアを別のユーザーに直接譲渡することができます。お客様は、本ソフトウェア、およびデバイスと共に提供された場合は、プロダクト キーを含む正規の Office ラベルを含めて譲渡しなければなりません。許諾された譲渡を行う前に、本ソフトウェアの譲受者は本追加ライセンス条項が譲渡および本ソフトウェアの使用に適用されることに同意しなければなりません。

b. 小売業者から取得したスタンドアロン ソフトウェア。お客様は、本ソフトウェアを小売業者からスタンドアロン ソフトウェアとして取得された場合、本ソフトウェアをお客様が所有する別のデバイスに移管できますが、その頻度は 90 日間に 1 回までに制限されます（ただし、ハードウェア障害を原因とする場合は、移管後 90 日以内であっても移管できます）。お客様が本ソフトウェアを別のデバイスに移管する場合、かかる移管先のデバイスは「ライセンスを取得したデバイス」になります。また、(i) お客様が本ソフトウェアの最初のライセンス ユーザーであり、また、(ii) 新しいユーザーが本ライセンス条項の条件に同意すれば、本ソフトウェアをそのユーザーが所有するデバイスに移管できます。お客様が本ソフトウェアを新しいデバイスに移管する場合は必ず、本ソフトウェアを以前のデバイスからアンインストールしなければなりません。デバイス間でライセンスを共有する目的で本ソフトウェアを移管することはできません。

4. プライバシー、データの使用への同意。お客様のプライバシーは、当社にとって重要です。本ソフトウェアの一部の機能については、当該機能を使用する際に情報が送受信されます。これらの機能の多くは、ユーザー インターフェイスで無効にするか、使用しないように選択することができます。お客様は、本ライセンス条項に同意し、本ソフトウェアを使用することで、go.microsoft.com/fwlink/?linkid='507380' で確認できる Microsoft プライバシーに関する声明に記載されており、本ソフトウェアの機能と関連付けられているユーザー インターフェイスに記載されている場合がある情報を、マイクロソフトが収集、使用、および開示できることに同意するものとします。

5. 許可されたソフトウェアおよびライセンス認証。お客様は、適切にライセンスを取得しており、本ソフトウェアが正規のプロダクト キーまたはその他の許可された方法で適切にライセンス認証されている場合に限り、本ソフトウェアを使用することが許可されます。お客様が本ソフトウェアの使用中にインターネットに接続したときに、本ソフトウェアによってマイクロソフトまたはその関連会社への問い合わせが自動的に行われ、本ソフトウェアが正規のものであることが確認され、そのライセンスがライセンスを取得したデバイスに関連付けられます。本ソフトウェアのライセンス認証は、インターネットまたは電話により、手動で行うこともできま

す。いずれの場合も、特定の情報が送信されるため、インターネット、電話、および SMS サービスの料金が発生することがあります。本ソフトウェアでは、ライセンス認証（またはお客様のデバイスのコンポーネントを変更すると必要になる場合がある再ライセンス認証）の際に、本ソフトウェアのインストール済みのインスタンスが偽造品であるか、ライセンスが適切に取得されていないか、不正な変更が含まれていることが確認されることがあります。ライセンス認証に失敗した場合、改変されたマイクロソフト ソフトウェアを正規のマイクロソフト ソフトウェアに置き換えることで本ソフトウェアの修復が試みられます。また、本ソフトウェアの適切なライセンスを取得するよう求める通知がお客様に表示されることがあります。ライセンス認証を無視または回避することは、禁止されています。特定の更新プログラム、サポート、およびその他のサービスは、正規のマイクロソフト ソフトウェアのユーザーにのみ提供される場合があります。

6. 更新プログラム。本ソフトウェアでは、ソフトウェアの更新プログラムが定期的に確認され、自動的にダウンロードおよびインストールされます。お客様は、マイクロソフトまたは正規マイクロソフト販売代理店からのみ更新プログラムを取得できます。お客様は、本ライセンス条項に同意することにより、追加通知なくこのような種類の自動更新プログラムを受け取ることに同意するものとします。

7. 地理的制約と輸出規制。お客様による本ソフトウェアの使用が特定の地域に制限されている場合、お客様はその地域でのみ本ソフトウェアのライセンス認証を行うことができます。また、お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（輸出対象国、エンド ユーザーおよびエンド ユーザーによる使用に関する制限を含みます）を遵守しなければなりません。地理的制約および輸出規制の詳細については、go.microsoft.com/fwlink/?linkid='141397' および microsoft.com/japan/exporting をご参照ください。

8. サポートおよび払い戻し手続き

a. デバイスにプレインストールされたソフトウェアの場合。ソフトウェア全般のサポート オプションについては、デバイス製造業者またはインストール業者にお問い合わせください。その際、本ソフトウェアと共に提供されるサポート番号をお知らせください。更新プログラムおよび追加ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得した場合、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、マイクロソフトから限定サポート サービスが提供されることがあります。詳細については、support.microsoft.com/common/international.aspx をご参照ください。お客様が払い戻しを要求する場合、製造業者またはインストール業者に問い合わせ、返金方針を確認してください。お客様は、この方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、払い戻しを受けるために本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。

b. 小売業者から取得したソフトウェアの場合。マイクロソフトでは、support.microsoft.com/common/international.aspx の説明に従い、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、限定サポート サービスを提供します。お客様が本ソフトウェアを小売業者から購入しており、本ソフトウェアの購入店から要求している払い戻しを受けられない場合は、マイクロソフトに当社の返金ポリシーについてお問い合わせください。microsoft.com/worldwide をご覧になるか、北米では、(800) MICROSOFT までご連絡いただくか、または microsoft.com/info/nareturns.htm をご参照ください。

9. お客様の所在地（または会社の場合は主たる事業地）が米国内である場合の拘束力のある仲裁と集団訴訟の権利放棄（所在地または主たる事業地が米国外である場合は不適用）。

a. 紛争は IP を除くすべてを対象とする。「紛争」という用語は、可能な限り広い意味で使用します。紛争には、契約、保証、不法行為、制定法、法令、規制を含むあらゆる法理に基づく、お客様と製造業者もしくはインストール業者の間、またはお客様とマイクロソフトの間における、本ソフトウェア、その価格、または本ライセンス条項に関する任意の請求または争議が含まれます。ただし、お客様、お客様のライセンサー、当社、または当社のライセンサーの知的財産権の執行または有効性に関連する紛争を除きます。

b. まず紛争通知を郵送する。紛争が発生し、当社のカスタマー サービス担当者が解決できなかった場合、紛争通知を米国郵便で製造業者またはインストール業者の法務部門宛てに送付します。お客様がマイクロソフトとの紛争を提起する場合、郵便にて Microsoft Corporation (ATTN: LCA ARBITRATION, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) まで送付してください。その際、お客様の名前、住所、連絡方法、問題の内容、および要求事項をお知らせください。紛争通知フォームは、go.microsoft.com/fwlink/?linkid='245499' から入手できます。当社も、お客様との紛争を提起する場合、同様に通知を送付します。紛争が解決せずに 60 日経過した場合、お客様または当社は仲裁を開始することができます。

c. 少額裁判所の選択。お客様は、少額裁判所の要件を満たしている場合、紛争通知を郵送する代わりに、お客様の所在地（もしくは会社の場合は主たる業務地）またはお客様とマイクロソフトの間の紛争である場合は米国ワシントン州キング郡の少額裁判所でも、当社を提訴できます。紛争通知を郵送して当社が解決に向けて努力する 60 日間の猶予をいただくと幸いです。お客様は、少額裁判所に提訴する前に、紛争通知を郵送する必要はありません。

d. 仲裁手続き。すべての仲裁は、AAA が、その商事仲裁規則（または、お客様が個人であり、本ソフトウェアを個人的にもしくは家庭で使用する場合や、お客様が個人であるか、本ソフトウェアをどのように使用するにかかわらず 75,000 米ドル以下の紛争の場合は、AAA の消費者仲裁規則）に基づいて実施します。詳細については、www.adr.org を参照するか、1-800-778-7879 まで電話でお問い合わせください。仲裁を開始するには、

go.microsoft.com/fwlink/?linkid='245497' で入手可能な仲裁請求用紙を AAA に提出し、その写しを製造業者もしくはインストール業者（またはお客様とマイクロソフトとの間の紛争である場合はマイクロソフト）に郵送します。25,000 米ドル以下の訴訟では、仲裁人が対面による聴聞会を開く正当な理由があると判断した場合を除き、すべての聴聞は電話で行われます。対面による聴聞会は、お客様の所在地（もしくは会社の場合は主たる業務地）または当社の主たる業務地（お客様とマイクロソフトの間の紛争である場合は米国ワシントン州キング郡）のいずれかお客様が選択する場所で行われます。仲裁人は、裁判所と同じ損害賠償請求をお客様個人に認めることができます。仲裁人は、差し止め命令による救済または宣言的救済をお客様個人にのみ、お客様個人の請求に応じるために、認めることができます。

e. 仲裁手数料および支払い。

(i) 75,000 米ドル以下の紛争。製造業者もしくはインストール業者（またはお客様とマイクロソフトの間の紛争である場合はマイクロソフト）は、お客様による申し立て手数料を速やかに弁済し、AAA および仲裁人の手数料および費用を支払います。お客様が、仲裁人が指名される前に当社から提示された書面による最終和解案を拒否し、お客様による紛争に対して仲裁人の決定（以下「裁定」といいます）まで行われ、仲裁人が当該最終和解案を超える賠償をお客様に認めた場合、製造業者もしくはインストール業者（またはお客様とマイクロソフトの間の紛争である場合はマイクロソフト）は、(1) 裁定と 1,000 米ドルのいずれか高いほうの金額を支払い、(2) お客様が負担する合理的な弁護士手数料がある場合は、その金額を支払い、ならびに (3) お客様の弁護士が仲裁においてお客様の請求について調査、準備、および追求するために発生した合理的な費用（鑑定人の手数料および費用を含む）を弁済するものとします。金額についてお客様および当社が合意していない場合は、仲裁人が決定するものとします。

(ii) 75,000 米ドルを超える紛争。申し立て手数料、ならびに AAA および仲裁人の手数料および費用の支払いには、AAA 規則が適用されます。

(iii) 任意の金額の紛争。お客様が仲裁を開始した場合、当社は、かかる仲裁に根拠がない、またはかかる仲裁が不適切な目的で申し立てられたと仲裁人が判断した場合を除き、当社が負担する AAA もしくは仲裁人の手数料および費用、または弁済したお客様の申し立て手数料を要求しないものとします。当社が仲裁を開始した場合、当社は、申し立て、AAA、および仲裁人の手数料および費用を支払います。当社は、任意の仲裁において、当社が負担する弁護士の手数料または費用をお客様に要求しないものとします。手数料および費用は、紛争に関する金額を決定する際に、考慮に入れないものとします。

f. 1 年以内に申し立てるものとする。お客様および当社は、いかなる請求または紛争（知的財産権に関する紛争を除きます。第 9 条 a 項をご参照ください）も、申し立てることが可能になった最初の日から 1 年以内に少額裁判所に申し立てるか、または仲裁を申し立てなけれ

ばなりません。1 年以内に申し立てなかった場合、かかる請求または紛争は永久に排除されません。

g. 可分性。集団訴訟の権利放棄が紛争全体または紛争の一部に対して違法または執行不能と判断された場合、その部分は仲裁ではなく裁判所で手続きが進められ、残りの部分は仲裁で手続きが進められるものとします。第 9 条に規定するその他の条項で、違法または執行不能と判断されたものがある場合、その条項は第 9 条の残りの条項とは切り離されますが、残りの条項は、引き続き適用されるものとします。

h. AAA 規則との不一致。AAA の商事仲裁規則または消費者仲裁規則との不一致がある場合には、本ライセンス条項が適用されます。

i. 当事者または第三者受益者としてのマイクロソフト。マイクロソフトがデバイス製造業者であるか、お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合、マイクロソフトが本ライセンス条項の当事者になります。それ以外の場合、マイクロソフトは、本ライセンス条項の当事者ではありませんが、お客様と製造業者またはインストール業者との間の契約における第三者受益者であり、非公式の交渉および仲裁を通して紛争を解決します。

10. 準拠法。契約違反に対する請求、地域の消費者保護法、不正競争防止法、および黙示の保証に関する法律に基づく請求、不当利得返還請求、ならびに不法行為に基づく請求を含む、本ソフトウェア、その価格、または本ライセンス条項に関するすべての請求および紛争には、抵触法にかかわらず、お客様の所在地（または会社の場合は主たる業務地）の地域または国の法律が適用されます。ただし、仲裁に関するすべての規定は FAA に準拠するものとします。

11. ネットワーク、データ、およびインターネットの使用。本ソフトウェアおよび本ソフトウェアを介してアクセスするサービスの一部の機能では、お客様のデバイスからインターネットにアクセスする必要がある場合があります。お客様によるアクセスおよび使用（料金を含みます）には、ご利用の移動体通信またはインターネット プロバイダーとの契約の条項が適用される場合があります。本ソフトウェアの特定の機能を使用すると、より効率的にインターネットにアクセスできますが、本ソフトウェアによる使用率の計算結果はご利用のサービス プロバイダーによる測定結果と異なる場合があります。お客様は、(i) お客様独自のプランおよび契約の条項を理解して遵守すること、および (ii) パブリック ネットワークやオープン ネットワークなどのネットワークを使用またはネットワークにアクセスすることによって生じる問題、に常に責任を負うものとします。お客様は、権限がある場合に限り、本ソフトウェアを使用してネットワークに接続したり、当該ネットワークに関するアクセス情報を共有したりすることができます。

12. 権利限定バージョン。お客様が取得された本ソフトウェアのバージョンについて、特定または限定用途と明記されているか、その他かかる用途が意図されている場合、お客様は特定さ

れている用途に限り、本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、以下のバージョンの本ソフトウェアを、商用、非営利、または収益が発生する活動で使用することはできません。

- a. アカデミック パックまたは大学向け。アカデミック パックを使用する場合、お客様は、購入時点で教育機関の学生、教職員、またはスタッフでなければなりません。
- b. ホーム & 学生用。
- c. Military Appreciation。本ソフトウェアに「Military Appreciation」と明記されている場合、お客様は「認定軍事ユーザー」として指定されている方でなければなりません。アメリカ合衆国において認定軍事ユーザーになるには、お客様は適用される合衆国連邦制定法および規制に従って軍施設購買部の認定顧客でなければなりません。
- d. Canadian Forces。本ソフトウェアに「Canadian Forces」と明記されている場合、お客様は「CANEX 認定顧客」として指定されている方でなければなりません。CANEX 認定顧客とは、以下のいずれかに該当する方のことです。

- 陸軍 (CAF) のメンバー (正規部隊および予備部隊) およびその家族
- 退役軍人 (CAF の元メンバー) およびその家族 (故人の家族を含みます)
- CAF に現在勤務している外国軍のメンバーおよびその家族
- Non-Public Funds, Canadian Forces (NPF, CF) の現職員
- Military Family Resource Centre (MFRC) の現職員
- 国防省 (DND) の現民間人職員およびその家族
- 王立カナダ騎馬警察 (RCMP) の現警官および元警官ならびにその家族
- カナダ防衛省研究開発センター (DRDC) の現職員およびその家族
- Defence Construction Canada (DCC) の現職員およびその家族
- 名誉大佐 (N)、中佐およびその家族
- NPF, CF の職員の家族

• MFRC の職員の家族

13. 消費者の権利、地域による差異。本ライセンス条項は、特定の法的な権利を規定します。お客様は、地域や国によっては、本ライセンス条項の定めにかかわらず、消費者としての権利など、本ライセンス条項と異なる権利を有する場合があります。また、お客様は本ソフトウェアの取得取引の相手方に対して権利を取得できる場合もあります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法律がその法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が以下のいずれかの地域で本ソフトウェアを取得された場合、すなわち、国の法律が強制的に適用される場合、以下の規定がお客様に適用されます。

a. オーストラリア。「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフト、または製造業者もしくはインストール業者により提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証規定は、オーストラリア消費者法に基づく法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。

本項では、「商品」とは、マイクロソフト、または製造業者もしくはインストール業者が明示の保証を提供する本ソフトウェアを意味します。マイクロソフトの商品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付随するものとします。お客様は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損害に対する補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とはみなされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。

b. カナダ。お客様は、インターネット アクセスを無効にすることで、お客様のデバイスで更新プログラムを受け取ることを停止できます。お客様がインターネットに再接続したときに、本ソフトウェアは更新プログラムの確認およびインストールを再開します。

c. 欧州連合。上記の「権利限定バージョン」の「アカデミック パックまたは大学向け」の項に規定されているアカデミック パックの使用の制限は、お客様には適用されない場合があります。お客様の使用権は、地域の法令に準拠するものとします。地域の法令は変更されることがあります。

d. ドイツおよびオーストリア。

(i) 保証。適切にライセンスを取得したソフトウェアは、実質的に、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に説明されているとおり動作します。ただし、製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。

(ii) 責任の制限。製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前文に従って、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本ライセンス条項の正当な履行を支援する義務の遂行、本契約の目的を危うくする義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守（「基本義務」といわれます）に違反した場合、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは責任を負いません。

e. 日本。お客様の所在地が日本国内である場合、またはお客様が日本国内に所在していたときに本ソフトウェアを取得された場合、マイクロソフトは、マイクロソフトのライセンス許諾の下、以下の権利をお客様に許諾します。ただし、お客様が本ライセンス条項のすべての条項に従うことを条件とします。お客様は、1 台目のライセンスを取得したデバイスのライセンス ユーザーとして使用する場合、2 台目のライセンスを取得したデバイスに本ソフトウェアの 2 つ目のコピーをインストールして使用することもできます。

14. 自宅使用プログラム。「自宅使用プログラム」の表示のあるソフトウェアを使用する場合、お客様は「自宅使用プログラム使用者」として指定されている方でなければなりません。自宅使用プログラム使用者は、以下の条件を両方とも満たさなければなりません。

- ソフトウェア保証がある Microsoft Volume ライセンス契約を締結している会社の従業員であること
- アクティブなソフトウェア保証がある、本ソフトウェアのライセンス取得済みの複製もしくは本ソフトウェアを含んだ製品のユーザーであること

15. 言語パックおよび校正ツール。お客様は、本ソフトウェアをサポートする追加の言語バージョンを提供する言語パック、言語インターフェイス パック、または校正ツールを入手している場合、当該パックまたはツールに含まれる追加の言語を使用することができます。言語パック、言語インターフェイス パック、および校正ツールは本ソフトウェアの一部であり、単独では使用できません。

16. 評価版および試用版。評価（またはテストもしくはデモンストレーション）版を使用する場合、お客様は、本ソフトウェア（「NFR」または「Not for Resale」の表示のあるソフトウェアを含みます）を販売すること、または評価期間の経過後に使用することはできません。評価（またはテストもしくはデモンストレーション）版ソフトウェアは、実際の運用環境において使用することはできません。一部のソフトウェアは、試用版ベースでライセンスされる

ことがあります。試用版ソフトウェアを使用するお客様の権利は、試用期間内に限定されます。試用版ソフトウェアおよび当該試用期間は、そのダウンロードまたはライセンス認証プロセス中に示されます。お客様は、試用期間の満了時にお客様に提示された場合、試用版に関する権利をサブスクリプションまたは永続的な権利に移行するオプションを留保します。権利を移行することなく試用期間が終了すると、試用版ソフトウェアの大部分の機能は実行できなくなります。評価版および試用版ソフトウェアは、現状有姿でライセンスされます。本ソフトウェアの品質および性能に関するすべての危険は、お客様が負担するものとし、本ソフトウェアに瑕疵があることが判明した場合、お客様はすべての修理にかかる総費用を負担するものとし、マイクロソフトは、明示的な瑕疵担保責任または保証責任を一切負いません。本ライセンス条項では変更できないお客様の地域の法律による追加の消費者の権利が存在する場合があります。お客様の地域の国内法等によって認められる限り、マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、および権利侵害の不存在に関する瑕疵担保責任または黙示の保証責任を負いません。

17. 完全合意。本ライセンス条項（および製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが提供し、お客様が使用する、任意の追加ソフトウェア、アップグレード、更新プログラム、およびサービスに付属する、印刷されたライセンス条項またはその他の条項）ならびに本ライセンス条項に記載されている Web リンクに掲載されている条項は、本ソフトウェアならびに当該追加ソフトウェア、更新プログラム、アップグレード、およびサービスに関する完全なる合意です（ただし、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが、当該追加ソフトウェア、更新プログラム、アップグレード、またはサービスについてその他の条項を提供している場合は、この限りではありません）。本ライセンス条項は、本ソフトウェアの実行後、microsoft.com/useterms にアクセスするか、本ソフトウェアから [ファイル]、[アカウント]、[バージョン情報] の順に選択することで確認できます。本ライセンス条項に記載されている任意のリンク先に掲載されている条項は、本ソフトウェアの実行後、使用しているブラウザのアドレスバーにその URL を入力することでも確認できます。お客様は、かかる条項を確認することに同意するものとし、お客様は、本ソフトウェアまたはサービスを使用する前に、リンク先の条項を含む本ライセンス条項をお読みになることに同意するものとし、お客様は、本ソフトウェアおよびサービスを使用することによって本ライセンス条項およびリンク先の条項を承認することを理解するものとし、また、本ライセンス条項には情報が掲載されているリンクも記載されています。注意事項および拘束力のある条項が記載されたリンクは、以下のとおりです。

・ go.microsoft.com/fwlink/?linkid='507380' (Microsoft のプライバシーに関する声明)

・ go.microsoft.com/fwlink/?linkid='248238' (Microsoft サービス規約)

品質保証規定 - デバイス製造業者/インストール業者

デバイス製造業者またはインストール業者は、適切にライセンスを取得したソフトウェアが、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に従って、実質的に動作することを保証します。本品質保証規定が有効な 90 日間に、お客様がマイクロソフトから直接取得された更新プログラムまたは追加ソフトウェアについては、マイクロソフトが本品質保証規定を履行します。本品質保証規定では、お客様に起因する問題、お客様が指示に従わなかったことで生じた問題、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象としていません。本品質保証規定は、本ソフトウェアのお客様の複製の最初のユーザーがその複製を取得した日に発効し、その後 90 日間有効です。90 日間の有効期間内に、お客様が製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトから受け取ることがあるすべての追加ソフトウェア、更新プログラム、または交換ソフトウェアも保証の対象となりますが、その場合は、90 日間の有効期間の残存期間または 30 日間のいずれか長いほうの期間、保証されます。本ソフトウェアのライセンスを移管しても、その品質保証規定の期間が延長されることはありません。

製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、他の明示的な保証または条件は規定いたしません。製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、権利侵害の不存在を含む、黙示の保証および条件については一切責任を負いません。地域の法律により、黙示の保証の制限をマイクロソフトが行うことが認められていない場合、黙示の保証は、上記の品質保証規定期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、より長い有効期間が品質保証規定に求められる場合、本ライセンス条項にかかわらず、そのより長い期間が適用されます。ただし、お客様に対する救済手段は、本ライセンス条項で許可されている救済手段に限定されます。

製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが品質保証規定に違反した場合、当社は、自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または (ii) 本ソフトウェア（もしくは当社の裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたデバイス）の返品を受け取って支払われた金額を払い戻します。製造業者もしくはインストール業者（または、お客様が直接マイクロソフトから取得した場合は、マイクロソフト）は、追加ソフトウェア、更新プログラム、および本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、またはお客様が支払われた金額を払い戻すこともあります。以上が、本品質保証規定の違反に対する、お客様への唯一の救済手段となります。マイクロソフトから損害賠償を受ける正当な根拠がある場合、本ソフトウェアに対してお客様が支払った金額（またはお客様が本ソフトウェアを無償

で入手した場合は 50 米ドル) を上限に直接損害に対する補償を受けることができます。払い戻しの場合、お客様は、お客様の購入証明書のコピーを提供し、製造業者またはインストール業者の返品方針に従うものとします。デバイスと共に提供された場合は、プロダクト キーを含む元の Certificate of Authenticity ラベルは、デバイスに貼付されたままでなければなりません。

製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが提供できる修理、交換、または払い戻しを除き、あらゆる損害（逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含みます）またはその他の救済手段に関して、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは、本品質保証規定、本ライセンス条項の他のすべての部分、または法理に基づく責任を一切負いません。本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換、または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域または国では付随的損害、派生的損害、または他の損害の免責または責任の制限が認められないため、かかる責任の制限または免責がお客様に適用されない場合があります。製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトとの契約上の損害の除外の合意にもかかわらず、お客様の所在国の法律により、お客様が損害に対して賠償を請求することが認められる場合であっても、本ソフトウェアにお客様が支払った額（またはお客様が本ソフトウェアを無償で入手した場合は 50 米ドル）を超えることはできません。

保証に関するお問い合わせ

サービスまたは返金を受ける場合、お客様は、お客様の購入証明書を提供し、製造業者またはインストール業者の返品方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。プロダクト キーを含む Certificate of Authenticity ラベルは、お客様のデバイスと共に提供された場合、貼付されたままでなければなりません。

本ソフトウェアの保証サービスについては、製造業者またはインストール業者に、お客様のデバイスと共に提供されている住所または通話料無料の電話番号を利用してお問い合わせください。マイクロソフトがデバイス製造業者であるか、お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。

1. 米国およびカナダ。米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する品質保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、(800) MICROSOFT まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Customer Service and Support, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399 まで郵便でご連絡いただくか、または microsoft.com/info/nareturns.htm をご覧ください。

2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。品質保証サービスの履行をお求めの場合は、Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland か、またはお客様の地域のマイクロソフト関連会社 (microsoft.com/worldwide) までお問い合わせください。

3. オーストラリア。オーストラリアで本ソフトウェアを購入した場合は、13 20 58 まで電話でお問い合わせいただくか、Microsoft Pty Ltd, 1 Epping Road, North Ryde NSW 2113 Australia まで郵便でお問い合わせいただき、請求を行ってください。

4. その他の国。上記の国以外で本ソフトウェアを入手された場合は、最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、microsoft.com/worldwide をご参照ください。日本については、<http://www.microsoft.com/japan/> をご参照ください。

品質保証規定 - 小売

マイクロソフトは、適切にライセンスを取得したソフトウェアが実質的に、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に説明されているとおり動作することを保証します。この品質保証規定では、お客様が原因となって生じた問題、すなわち、お客様が指示に従わなかったことで生じた問題、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題を対象としていません。品質保証規定は、本ソフトウェアの複製の最初のユーザーがその複製を取得した日から発効し、その後 1 年間有効です。その 1 年間にお客様がマイクロソフトから受け取ることのあるすべての追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアも保証の対象となりますが、その場合は、当該 1 年の期間の残りの日数か、または 30 日のいずれか長いほうの期間となります。本ソフトウェアを移管しても、その品質保証規定の期間が延長されることはありません。

マイクロソフトは、その他の明示的な保証は一切行いません。マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、または権利侵害の不存在に関する黙示の保証および条件を含め、あらゆる黙示の保証および条件について一切責任を負いません。地域の法律により、黙示の保証の制限を

マイクロソフトが行うことが認められていない場合、黙示の保証は、上記の品質保証規定期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、より長い有効期間が品質保証規定に求められる場合、本ライセンス条項にかかわらず、そのより長い期間が適用されます。ただし、お客様に対する救済手段は、本ライセンス条項で許可されている救済手段に限定されます。

マイクロソフトが品質保証規定に違反した場合、マイクロソフトは、自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または (ii) 本ソフトウェア（もしくはマイクロソフトの裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたマイクロソフト ブランドのデバイス）の返品を受け取って支払われた金額を払い戻します。以上が、本品質保証規定の違反に対する、お客様への唯一の救済手段となります。本品質保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、お客様は地域によって、その他の権利を有する場合があります。

マイクロソフトが提供できる修理、交換、または払い戻しを除き、あらゆる損害（逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含みます）またはその他の救済手段に関して、マイクロソフトは、本品質保証規定、本ライセンス条項の他のすべての部分、または法理に基づく責任を一切負いません。本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換、または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、マイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域または国では付随的損害、派生的損害、または他の損害の免責または責任の制限が認められないため、かかる責任の制限または免責がお客様に適用されない場合があります。本ライセンス条項で認められていない場合でも、お客様の地域の法律によって、マイクロソフトに損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が本ソフトウェアに支払った金額（またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は 50 米ドル）を上限とします。

保証に関するお問い合わせ

サービスまたは返金を受ける場合、お客様は、お客様の購入証明書のコピーを提供し、マイクロソフトの返品方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、本ソフトウェアをアンインストールしてマイクロソフトに返品するか、または本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているマイクロソフト ブランドのデバイス全体を返品することが求められる場合があります。プロダクト キーを含む Certificate of Authenticity ラベルは、お客様のデバイスと共に提供された場合、貼付されたままでなければなりません。

1. 米国およびカナダ。米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する品質保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、(800) MICROSOFT まで電話でご連絡

いただくか、Microsoft Customer Service and Support, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399 まで郵便でご連絡いただくか、または microsoft.com/info/nareturns.htm をご覧ください。

2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。品質保証サービスの履行をお求めの場合は、Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland か、またはお客様の地域のマイクロソフト関連会社 (microsoft.com/worldwide) までお問い合わせください。

3. オーストラリア。オーストラリアで本ソフトウェアを購入した場合は、13 20 58 まで電話でお問い合わせいただくか、Microsoft Pty Ltd, 1 Epping Road, North Ryde NSW 2113 Australia まで郵便でお問い合わせいただき、請求を行ってください。

4. その他の国。上記の国以外で本ソフトウェアを入手された場合は、最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、microsoft.com/worldwide をご参照ください。日本については、<http://www.microsoft.com/japan/> をご参照ください。